



上下水道局キャラクター あかりちゃん

# 下水道を使用する 工場・事業場のみなさまへ



千曲川と南部終末処理場を臨む（千曲公園より）

上田市上下水道局



## 目 次

1	はじめに	2
2	工場・事業場の下水を下水道に流すルール	2
3	特定施設と除害施設	3
	3 - 1 特定施設	
	3 - 2 除害施設	
4	水質基準	3
5	届出の義務	5
	5 - 1 特定施設及び除害施設の届出の区分	5
	5 - 2 特定施設に関する届出	5
	5 - 3 除害施設に関する届出	6
6	水質の測定義務と報告義務	10
7	水質管理責任者	11
8	立入検査・改善命令等	11
9	事故等の措置	12
10	特定施設一覧表(1)	14
	特定施設一覧表(2)「ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表2」関連	21
資料1	特定施設の届出様式集(下水道法に關係)	23
資料2	除害施設の届出様式集(上田市下水道条例に關係)	45

なお、このパンフレットで使用する法令等の略称については次表を参照してください。

略称	法令名
法	下水道法
政令	下水道法施行令
省令	下水道法施行規程
条例	上田市下水道条例
規程	上田市下水道条例施行規程

## 1 はじめに

下水道は、生活排水や工場・事業場排水などの汚水を終末処理場できれいな水にして、河川や海へ流す役割を果たしています。

しかし、工場・事業場排水に有害な物質などが含まれていると、下水道施設を損傷するなど、終末処理場の浄化能力を低下させ、河川などの環境を汚染することがあります。そこで、これを防ぐために、国や上田市では、下水道法や上田市下水道条例など関係法令に基づき、規制しています。

## 2 工場・事業場の下水を下水道に流す場合のルール

下水道には、どんな水を流せるというわけではありません。規制を受ける物質を下水道へ流された場合の影響は次のとおりです。

規制を受ける項目	下水道に対する影響
水素イオン濃度 (pH)	下水管を腐食します。 他の排水と混合すると有毒ガスを発生することがあります。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	高濃度になると、終末処理場の処理機能が低下します。
浮遊物質 (SS)	下水管をつまらせます。
川丸材の抽出物質 (油脂類)	下水管をつまらせます。火災の危険もあります。
窒素・リン	高濃度になると、終末処理場の処理機能が低下します。
シアン	下水管内の作業を危険にします。 終末処理場における生物処理の機能を低下させます。
重金属類 (水銀、クロム、銅、鉄など)	終末処理場における生物処理の機能を低下させます。 終末処理場で発生した汚泥の処理・処分を困難にします。
有機化合物 (トリクロエチレン、四塩化炭素など)	下水管内の作業を危険にします。 終末処理場における生物処理の機能を低下させます。
フェノール類	終末処理場における生物処理の機能を低下させます。
沃素消費量	下水道施設を腐食させます。 硫化水素ガスにより下水管内の作業を危険にします。

(注)終末処理場では、微生物のはたらきを利用して下水を処理しています。

このような種々の障害を防止し、下水道施設のはたらきをいつも正常に保持するため、下水道法及び上田市下水道条例では、下水道に流す水質基準(下水道排除基準)を定めています。

工場・事業場(事業場等という。)は、この水質基準を超える下水を流すことはできません。水質基準を超えるおそれのある下水は、汚水処理施設(除害施設)を設置するなど、何らかの対策をしてから下水道に流さなくてはなりません。

これらの事業場等のうち法律で定められている特定事業場及び除害施設を設置を必要とする事業場等には、下水道法及び上田市下水道条例で届出が義務づけられています。

### 3 特定施設と除害施設

#### 3 - 1 特定施設

排水の水質の規制が必要な施設として法令によって特別に指定された施設（P.14）で、次の2種類が下水道法における特定施設です。（法第11条の2）

##### 水質汚濁防止法に規定する特定施設

人の健康を害するおそれのあるもの、又は生活環境に対して害をもたらすおそれのあるものを含んだ水を排出する施設で、水質汚濁防止法施行令で具体的に定められています。

##### ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設

ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で、ダイオキシン類対策特別措置法施行令で具体的に定められています。

特定施設を設置している事業場を特定事業場といいます。例えば、ガソリンスタンドに設置されている自動洗車機を特定施設といい、洗車機を設置しているガソリンスタンドを特定事業場といいます。

#### 3 - 2 除害施設

下水道を利用するすべての事業場は、特定事業場であるかないかを問わず、下水排除基準を超えるおそれがある場合、基準を守るため何らかの措置をとらなければなりません。

製造方法、工程等を工夫し、廃液を回収して処理業者に処理を委託するなどして、排除基準を守るように努めても排除基準が守れない場合は「除害施設」を設置する必要があります。除害施設とは、排水や廃液による障害を除去するために必要な施設のことを言います。

### 4 水質基準

事業場等から公共下水道に流すことができる下水の水質基準（下水排除基準）は、公共下水道の施設・機能を保全すること及び終末処理場からの放流水の水質基準を守ることを目的として下水道法により定められています。

また、具体的な水質基準は次表（P.4）のとおりであり、次のように規制されています。

#### （ア）直罰基準（法46条の2）

この基準に適合しない水を流した場合は、処罰されることがあります。

また、この基準に適合しない水を流すおそれのある事業場等に対しては、特定施設の改善を命令することや、特定施設を使うことやさらに公共下水道へ下水を流すことをやめるよう命令することもあります。（法第37条の2、第38条第1項第1号）

#### （イ）除害施設設置基準（法第38条第1項第1号、条例22条、24条）

この基準に適合しない下水を流した事業場等には、その水質を改善するよう命令し、さらに公共下水道へ水を流すことを一時停止するよう命令することがあります。

下水排除基準

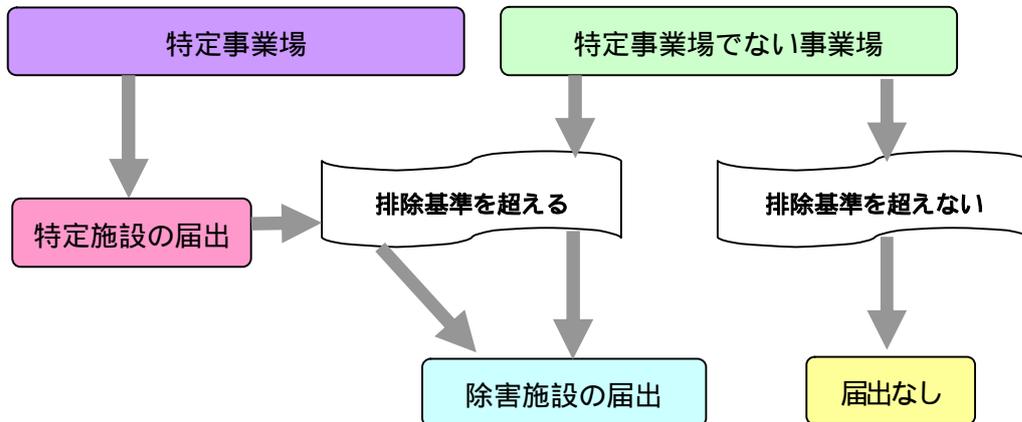
対象物質又は項目	対象事業場・排水量	特定施設を設置している事業場		その他の事業場	
		50 m <sup>3</sup> /日以上	50 m <sup>3</sup> /日未満		
処理困難項目	有害物質	カドミウム及びその化合物 *1	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下
		シアン化合物 *2	1 以下(0.5 以下)	1 以下(0.5 以下)	1 以下(0.5 以下)
		有機燐化合物	1 以下	1 以下	1 以下
		鉛及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
		六価クロム化合物 *2	0.5 以下(0.3 以下)	0.5 以下(0.3 以下)	0.5 以下(0.3 以下)
		砒素及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 *2	0.005 以下(0.003 以下)	0.005 以下(0.003 以下)	0.005 以下(0.003 以下)
		アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
		ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下
		トリクロロエチレン	0.3 以下	0.3 以下	0.3 以下
		テトラクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
		ジクロロメタン	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下
		四塩化炭素	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下
		1,2-ジクロロエタン	0.04 以下	0.04 以下	0.04 以下
		1,1-ジクロロエチレン	1 以下	1 以下	1 以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下
		1,1,1-トリクロロエタン	3 以下	3 以下	3 以下
		1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下
		1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下
		チウラム	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下
		シマジン	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下
		チオベンカルブ	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下
		ベンゼン	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
		セレン及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
		ほう素及びその化合物 *1	10 以下	10 以下	10 以下
		ふっ素及びその化合物 *1	8 以下	8 以下	8 以下
1,4-ジオキサン *1	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下		
環境項目	物質	フェノール類	5 以下	5 以下	5 以下
		銅及びその化合物 *3	3 以下(2 以下)	(3 以下) 3 以下	3 以下
		亜鉛及びその化合物 *1,*3	2 以下	(5 以下) 2 以下	2 以下
		鉄及びその化合物(溶解性)	10 以下	10 以下	10 以下
		マンガン及びその化合物(溶解性)	10 以下	10 以下	10 以下
		クロム及びその化合物 *3	2 以下(1 以下)	(2 以下) 2 以下	2 以下
物質	ダイオキシン類 *4	10 以下	10 以下	10 以下	
その他の項目	環境項目	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 *1,*5	380 未満	380 未満	380 未満
		水素イオン濃度(pH) *5	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満
		生物化学的酸素要求量(BOD) *5,*6	600 未満	600 未満	600 未満
		浮遊物質(SS) *5,*6	600 未満	600 未満	600 未満
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5 以下	5 以下	5 以下
		動植物油類	30 以下	30 以下	30 以下
		温度 *5	45 未満	45 未満	45 未満
沃素消費量	220 未満	220 未満	220 未満		

- ・ 単位は、ダイオキシン類は pg-TEQ/l、pH は水素指数、温度は ℃、その他は mg/l で示す。
- ・ □内は直罰が適用される基準を、それ以外は除害施設の設置等に係る基準を示す。
- ・ \*1 カドミウムは業種ごとに平成 28 年 11 月 30 日又は平成 29 年 11 月 30 日まで、ほう素、ふっ素、アンモニア性窒素等含有量は業種ごとに平成 28 年 6 月 30 日まで、1,4-ジオキサンは業種ごとに平成 27 年 5 月 24 日まで、亜鉛は業種ごとに平成 28 年 12 月 10 日まで特定施設に係る排除基準についてそれぞれ暫定基準が適用される。
- ・ \*2 シアン、六価クロム、総水銀の( )内の数値は上乗せ基準を示し、昭和 54 年 10 月 31 日において既に設置されている排水量が 500 m<sup>3</sup>/日未満の特定施設設置者等を除き適用される。
- ・ \*3 銅、亜鉛、クロムの( )内の数値は上乗せ基準を示し、水質汚濁防止法施行令別表第 1 の 26,27,47,49,52,53,58,61,62,63,65,66 の各号に掲げる施設を設置し排水量が 500 m<sup>3</sup>/日以上又は 50 m<sup>3</sup>/日未満の事業場に適用される。
- ・ \*4 ダイオキシン類の直罰基準は、ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項による特定施設を設置する事業場に適用される。
- ・ \*5 アンモニア性窒素等含有量、pH、BOD、SS、温度は、排水量が終末処理場で処理される量の 4 分の 1 以上である事業場について、上乗せ基準が適用される場合がある。
- ・ \*6 BOD、SS は、排水量が 10 m<sup>3</sup>/日未満である場合には適用されない。
- ・ 農業集落排水は、その他の事業場に係る排除基準が適用される。ただし、( )内の数値は適用されない。

## 5 届出の義務

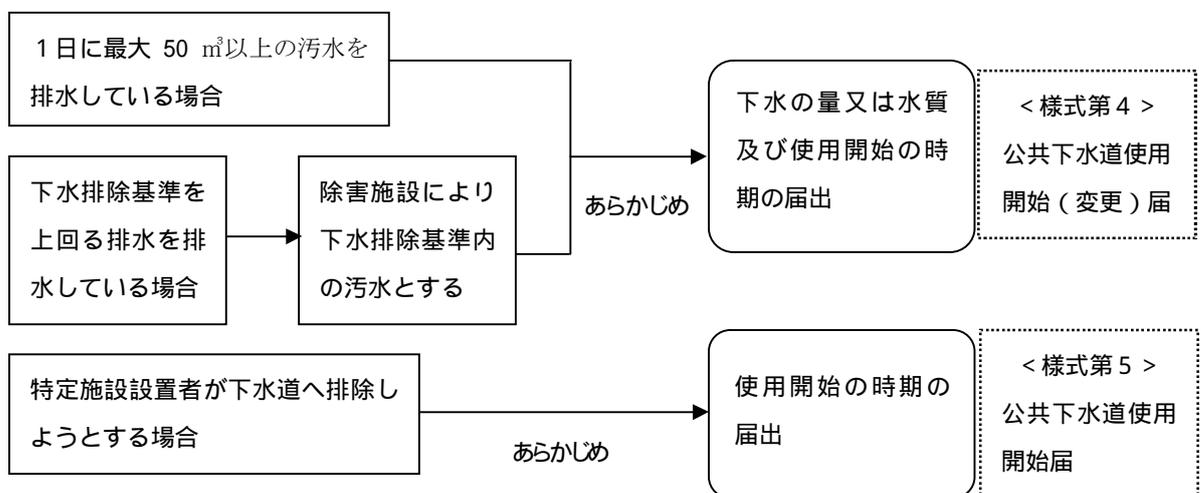
### 5 - 1 特定施設及び除害施設の届出の区分

下水道法及び上田市下水道条例では、特定施設及び除害施設の設置の届出が義務づけられています。特定施設及び除害施設についての届出の区分は、次のようになっています。

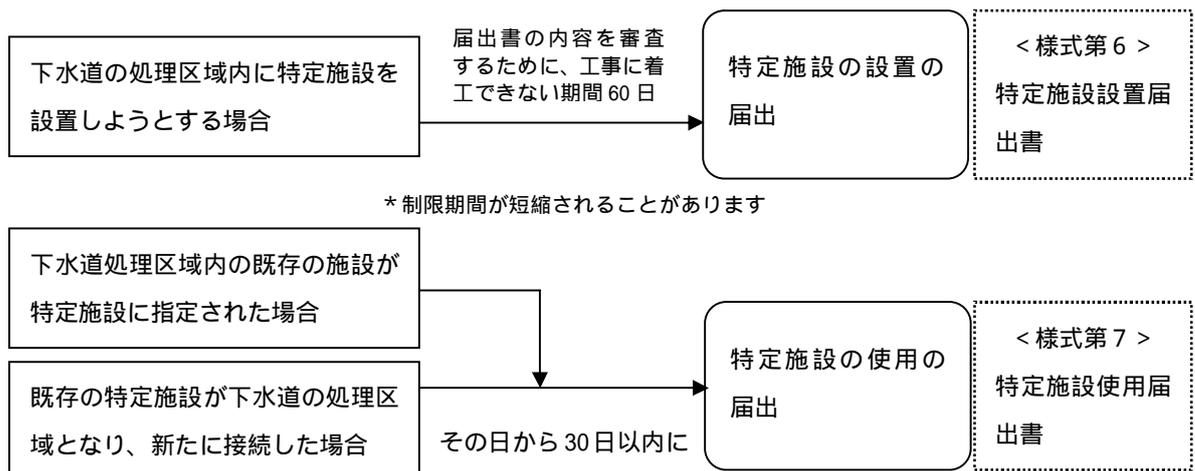


### 5 - 2 特定施設に関する届出

#### ア これから下水道を使用しようとする場合

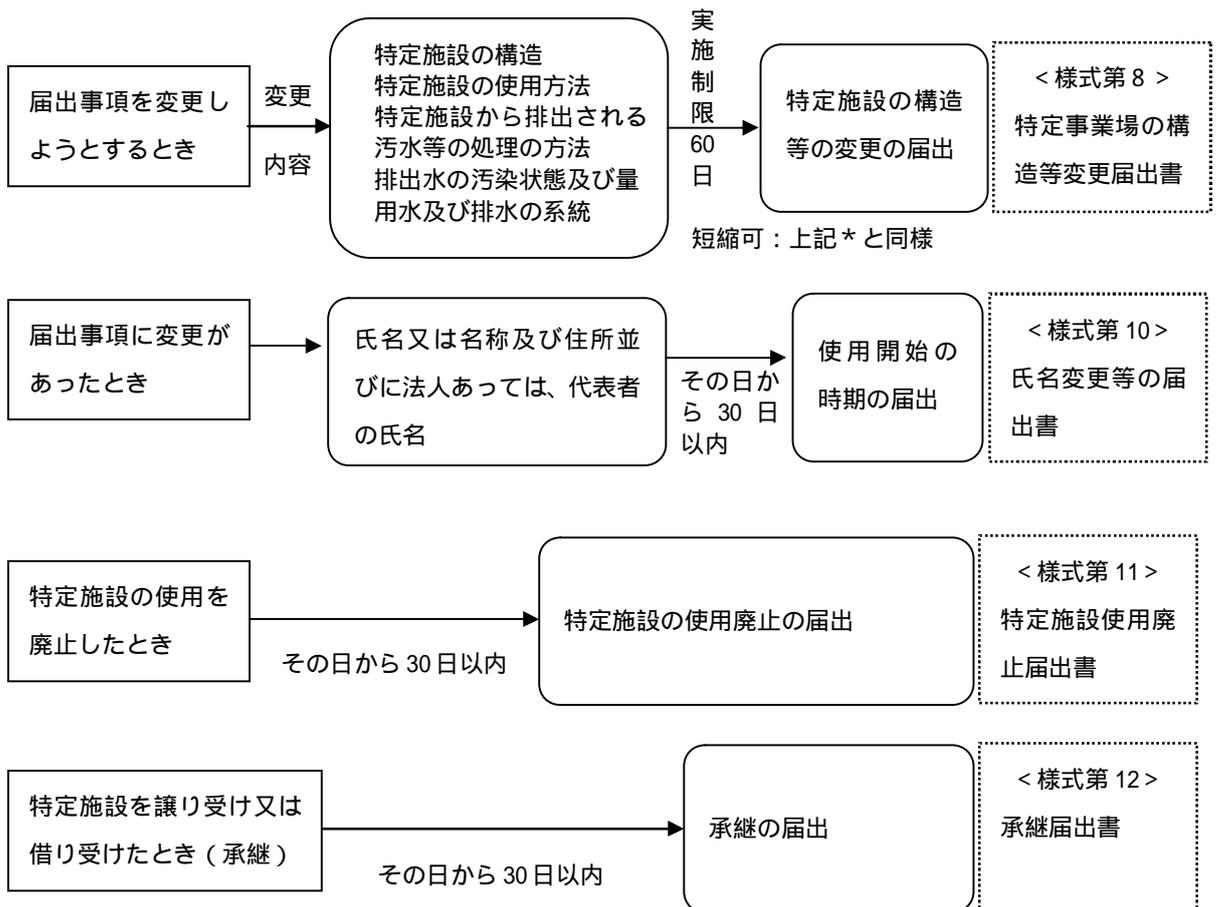


#### イ 新しく特定施設の届出をする場合

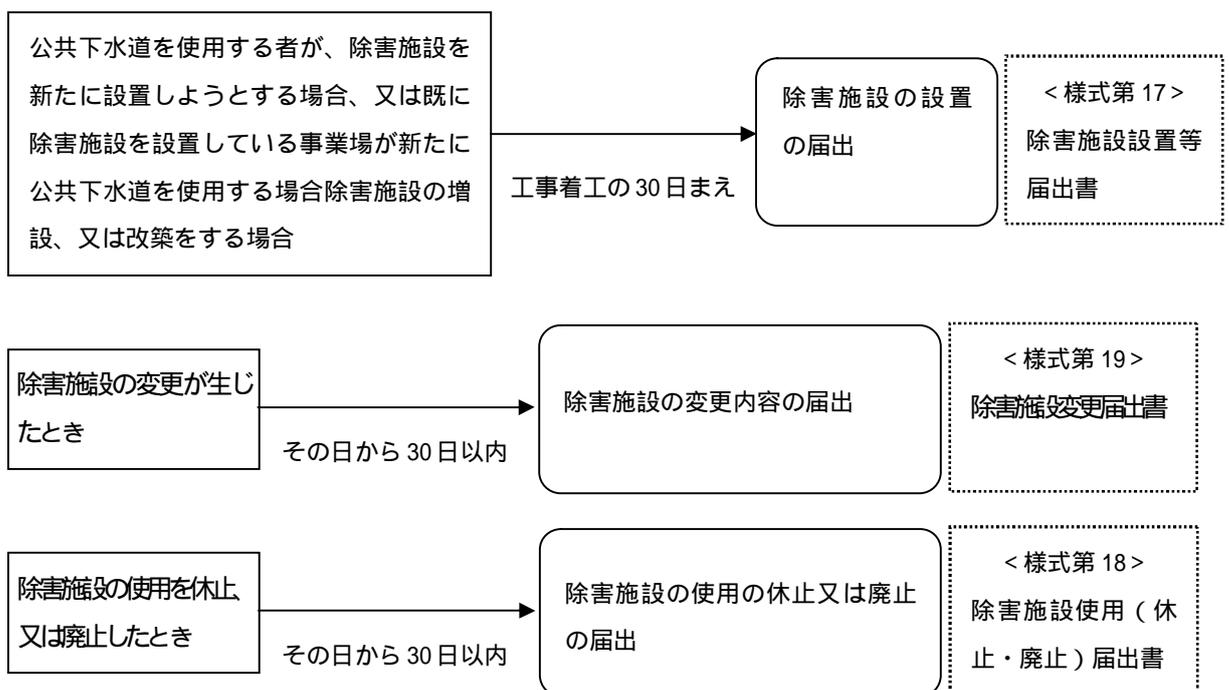


\* 制限期間が短縮されることがあります

ウ イにより届け出した特定施設の変更をする場合



5 - 3 除害施設に関する届出



下水道法及び上田市下水道条例で義務づけられている届出の一覧表は以下のとおりです。

( 1 ) 下水道法に基づく届出 ( 公共下水道使用開始届 )

届出の種類	届出を必要とする場合	届出の内容	届出の期限	罰則
公共下水道使用開始(変更)届 (様式第4)	50 m <sup>3</sup> /日以上を排出する事業場及び届出内容を変更しようとする場合 (法第11条の2第1項)	1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者氏名 2 工場又は事業場の名称及び所在地 3 排水口の数 4 使用開始(変更)年月日 5 除害施設の名称及び汚水の処理方法 6 下水の量及び水質 (排水の系統)	あらかじめ	20万円以下の罰金 (法第49条)
公共下水道使用開始届 (様式第5)	上欄の要件を満たさない特定施設の設置者 (法第11条の2第2項)	1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者氏名 2 工場又は事業場の名称及び所在地 3 排水口の数 4 使用開始年月日 5 特定施設の種別		



(2) 下水道法に基づく届出(特定施設に関する届出)

届出の種類	届出を必要とする場合	届出の内容	届出の期限	罰則
特定施設設置届出書 (様式第6)	公共下水道を使用する者が、特定施設を新たに設置しようとする場合 (法第12条の3第1項)	1氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者氏名	設置の60日前までに提出 (実施制限期間60日)	3月以下の懲役又は20万円以下の罰金 (法第47条の2)
特定施設使用届出書 (様式第7)	公共下水道を使用する者が設置している施設について、この施設が新たに特定施設に指定された場合 (法第12条の3第2項)	2工場又は事業場の名称及び所在地 3特定施設の種類 4特定施設の構造 5特定施設の使用の方法 6特定施設から排出される汚水の処理の方法	特定施設になった日から30日以内	20万円以下の罰金 (法第49条)
	既に特定施設を設置しているものが、新たに公共下水道を使用する場合 (法第12条の3第3項)	7下水の量及び水質、用水及び排水の系統	公共下水道を使用することになった日から30日以内	
特定施設の構造等変更届出書 (様式第8)	既に特定施設設置届出書及び特定施設使用届出書を届け出た者が、届出内容のうち3~7を変更しようとする場合 (法12条の4)	変更の内容	変更の60日前までに提出 (実施制限期間60日)	3月以下の懲役又は20万円以下の罰金 (法第47条の2)
特定施設設置(構造等変更)工事完了届出書 (様式第9)	特定施設の設置、又は構造等の変更の工事が完了した場合	工事完了の年月日等	速やかに	-
氏名変更等届出書 (様式第10)	届出者が届出内容の1、2を変更した場合 (法12条の7)	変更の内容等	変更した日から30日以内	10万円以下の過料 (法第51条)
承継届出書 (様式第12)	届出者の地位を承継した場合 (法12条の8第3項)	承継の内容等	承継した日から30日以内	10万円以下の過料 (法第51条)
特定施設使用廃止届出書 (様式第11)	特定施設の使用を廃止した場合 (法12条の7)	廃止の内容等	廃止した日から30日以内	10万円以下の過料 (法第51条)
実施制限期間短縮申請書	早期着工したい場合 (法12条の6)	-	-	-

( 3 ) 上田市下水道条例に基づく届出 ( 除害施設に関する届出 )

届出の種類	届出を要する場合	届出の内容	届出の期限
除害施設設置等届出書 ( 様式第 17 号 上田市下水道条例施行規 程第 24 条 )	公共下水道を使用する者が、除害 施設を新たに設置しようとする場 合、又は既に除害施設を設置して いる事業場が新たに公共下水道を 使用する場合 除害施設の増設、又は改築をする 場合	氏名又は名称及び住所並びに法人にあ っては、その代表者氏名 工場又は事業場の名称、所在地及び業 種 除害施設の種類の、構造及び処理方法 下水の量及び水質、用水及び排水の系 統 除害施設及び排水設備施工者	工事着手前 30 日 までに提出
除害施設使用 ( 休止・廃 止 ) 届出書 ( 様式第 18 号 )	除害施設の使用を休止、又は廃止 した場合	休止、又は廃止の内容等	30 日以内に提出
除害施設変更届出書 ( 様式第 19 号 )	除害施設等の変更が生じた場合	変更の内容等	30 日以内に提出

届出書の様式については、上田市上下水道局下水道課へお問合せください。

## 6 水質の測定義務と報告義務

### 水質の測定義務

特定施設の設置者は、次のような方法で水質を測定し、その結果を記録し、保存してください。(法 12 条の 12)

- (ア) 測定方法は、下水の水質の検定方法に関する省令(昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号)に定められた方法で行ってください。
- (イ) 測定回数は、下表のとおりです。
- (ウ) 測定するための試料は、測定する下水の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取してください。
- (エ) 試料の採取は、排出口ごとに下水道に流入する直前で行ってください。
- (オ) 測定結果は 5 年間保存してください。

### 報告義務

特定施設や除害施設の設置者及び一定の基準に適合しない下水を排除する者は、下水道を適正に管理するため、事業場等の状況、除害施設又は下水の水質について、報告していただく場合があります。(法第 39 条の 2、条例第 28 条)

また、報告をしなかったり、虚偽の報告をした者には、罰則が適用されることがあります。(法第 49 条第 5 項)

測定回数一覧表

水質の項目	測定の回数
温度	排水の期間中 1 日 1 回以上
水素イオン濃度 (pH)	排水の期間中 1 日 1 回以上
生物化学的酸素要求量 (BOD)	14 日を超えない排水の期間ごとに 1 回以上
ダイオキシン類	1 年を超えない排水の期間ごとに 1 回以上
その他の項目	7 日を超えない排水の期間ごとに 1 回以上

## 7 水質管理責任者

除害施設や特定施設を設置した者は、施設の維持管理を担当させるため、上田市では条例で水質管理責任者を選任し、届け出することを義務づけており、変更する場合においても届出が必要です。(条例第 25 条、規程第 22 条、様式第 16 号)

水質管理責任者とは、事業場等において排除される下水の水質を、法令の定める排除基準値内にするために必要な業務を行う者をいいます。

水質管理責任者の業務は、次に掲げるものです。

- (1) 汚水の発生施設の使用方法及びに汚水の発生量及び水質の適正な管理に関すること。
- (2) 特定施設から排除される汚水の処理施設又は除害施設の適正な維持管理に関すること。
- (3) 特定施設から排除される汚水の処理施設又は除害施設から排除される汚水の水質の測定及び記録に関すること。
- (4) 特定施設から排除される汚水の処理施設又は除害施設から発生する汚泥等の処理処分に関すること。
- (5) 前各号の業務に係る施設の事故及び緊急時の措置に関すること。

水質管理責任者の義務は、除害施設等の維持管理が中心的な業務ですが、汚水を発生する施設の管理(規程第 23 条)まで含んでいることから、排水処理に関わる限り事業場等の全体の管理についても責任を負っています。

## 8 立入検査・改善命令等

立入検査(法第 13 条第 1 項、第 2 項)

上田市では、公共下水道の機能保全及び下水処理場からの放流水の水質を適正に保つために、随時、事業場等への立入検査を実施しています。その際、特定施設、除害施設、汚水の処理方法などについて調査を行い、必要に応じて、採水分析も実施します。

改善命令等(法第 37 条の 2、法第 38 条第 1 項)

- (ア) 直罰基準が適用される特定事業場については、立入検査時に基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認められた場合は、特定施設の構造・使用方法などの改善命令や下水排除の停止などの命令を行うことがあります。
- (イ) 除害施設設置基準が適用される事業場等については、立入検査時などに基準に適合しない下水を排除するなど下水道法に違反した場合は、それを是正するのに必要な措置をとるよう監督処分に基づく命令を行う場合があります。
- (ウ)(ア)(イ)いずれの場合も、これに従わない場合は、罰則(懲役又は罰金)が摘要されます。(法第 46 条)
- (エ)(ア)(イ)以外にも、口頭、文書で改善等の指導を行います。

## 9 事故等の措置

特定事業場は、有害物質又は油が公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、速やかに公共下水道管理者（上田市長）に届け出なければならないとされています。

応急の措置を講じていないと認められるときは、公共下水道管理者は応急の措置を講ずることを命ずることができるかとされています。これらの措置命令に違反した者に対し、罰則が適用されることがあります。

事故等の措置の対象となる物質及び油は次表のとおりです。

水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる28種類の物質及びダイオキシン類	
カドミウム及びその化合物	1,1,1-トリクロロエタン
シアン化合物	1,1,2-トリクロロエタン
有機燐化合物	1,3-ジクロロプロペン
鉛及びその化合物	チウラム
六価クロム化合物	シマジン
砒素及びその化合物	チオベンカルブ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	ベンゼン
ポリ塩化ビフェニル	セレン及びその化合物
トリクロロエチレン	ほう素及びその化合物
テトラクロロエチレン	ふっ素及びその化合物
ジクロロメタン	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
四塩化炭素	
1,2-ジクロロエタン	塩化ビニルモノマー
1,1-ジクロロエチレン	1,4-ジオキサン
1,2-ジクロロエチレン	ダイオキシン類
水質汚濁防止法施行令第3条の4に掲げる7種類の油	
原油	灯油
重油	揮発油
潤滑油	動植物油
軽油	

次項の「事故届出書」により事故発生後は、速やかに上田市上下水道局下水道課に報告してください。

# 事故届出書

平成 年 月 日

上田市長 様

届出者

住所

氏名又は名称

代表者の氏名

印

下水道法第 12 条の 9 の規定により、事故の状況及び講じた措置について、次のとおり届けます。

特定事業場の名称						
特定事業場の所在地						
事故 状 況	事故発生日時	平成 年 月 日 時 分				
	事故発生場所					
	下水道に流入した有害物質種類					
	下水道への流入物質 量（推定）	流入水量	計	m <sup>3</sup>	流入水濃度	mg/l
		事故の発生原因	自然災害 ・ 施設の老朽化 ・ 操作ミス ・ その他			
	応急措置の内容					
事故 対 応 部 署	担当部課名					
	担当者氏名					
	連絡先	TEL ( )	-	FAX ( )	-	
備考						
添付 図面	1 有害物質又は油の流出経路（事業場平面図に明示） （ 1 ）事業場から下水道 （ 2 ）事業場内における事故発生施設からの流出経路 2 事故発生施設の構造図 3 講じた措置の概要を示す図					

## 10 特定施設一覧表(1)

水質汚濁防止法に規定する特定施設

番号	名称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設

番号	名称
13	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗淨施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ る過施設 ハ 精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗淨施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗淨施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗淨施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 接着機洗淨施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗淨施設及びパルプ洗淨施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗淨施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗淨施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗淨施設

番号	名称
24	化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設

番号	名称
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ロ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設

番号	名称
47	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ窯原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設

番号	名称
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64の2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めつき施設
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66の3 （注1）	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
66の4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゆう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
69の3	地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）
70の2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設

番号	名称
71 の 4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設
71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）

注 1 66 の 3 旅館業の用に供する施設について

下水道法では、届出及び下水排除の制限等に関する規制対象から除外される。ただし、入浴施設のうち温泉（温泉法第 2 条第 1 項に規定する温泉）を利用するものはこの限りではない。

ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設

番号	名称
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウム法の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジンドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

